

連結計算書類

第 73 期

自 2021 年 10 月 1 日

至 2022 年 9 月 30 日

マ ル ホ 株 式 会 社

大阪市北区中津一丁目5番22号

《連結計算書類》

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第73期 2022年9月30日現在
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	125,932
現金及び預金	69,533
受取手形及び売掛金	30,125
商品及び製品	13,644
仕掛品	4,910
原材料及び貯蔵品	5,608
その他	2,109
固 定 資 産	51,286
有 形 固 定 資 産	25,591
建物及び構築物	15,529
機械装置及び運搬具	4,810
工具、器具及び備品	1,086
土地	2,125
建設仮勘定	2,039
無 形 固 定 資 産	7,663
ソフトウェア	2,423
のれん	331
販売権	3,858
その他	1,049
投資その他の資産	18,032
投資有価証券	7,472
関係会社長期貸付金	294
退職給付に係る資産	3,906
繰延税金資産	4,939
その他	1,418
資 産 合 計	177,219

(単位：百万円)

科 目	第73期 2022年9月30日現在
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	23,254
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,145
短 期 借 入 金	200
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	392
未 払 金	7,376
未 払 法 人 税 等	4,150
賞 与 引 当 金	3,739
そ の 他	2,251
固 定 負 債	1,469
繰 延 税 金 負 債	18
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,075
資 産 除 去 債 務	195
そ の 他	180
負 債 合 計	24,723
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	149,097
資 本 金	382
資 本 剰 余 金	4,251
利 益 剰 余 金	144,463
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,344
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	623
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	67
為 替 換 算 調 整 勘 定	1,653
非 支 配 株 主 持 分	1,053
純 資 産 合 計	152,495
負 債 純 資 産 合 計	177,219

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第73期 自 2021年10月1日 至 2022年9月30日
売上高	95,390
売上原価	33,363
売上総利益	62,027
販売費及び一般管理費	45,596
営業利益	16,431
営業外収益	760
受取利息	32
受取配当金	15
受取補償金	67
受取貸付金	27
受取保険金	55
助成金収入	45
為替差益	476
その他	39
営業外費用	2,155
支払利息	15
支払手数料	8
持分法による投資損失	1,892
その他	239
経常利益	15,035
特別損失	2,370
固定資産除売却損	89
投資有価証券評価損	2,001
減損損失	279
税金等調整前当期純利益	12,665
法人税、住民税及び事業税	5,367
法人税等調整額	△659
法人税等合計	4,708
当期純利益	7,956
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△16
親会社株主に帰属する当期純利益	7,972

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	382	4,251	136,624	141,258
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△133	△133
親会社株主に帰属する当期純利益			7,972	7,972
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	7,839	7,839
当 期 末 残 高	382	4,251	144,463	149,097

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	0	38	479	518	1,080	142,857
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				-		△133
親会社株主に帰属する当期純利益				-		7,972
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	623	29	1,173	1,826	△27	1,799
当 期 変 動 額 合 計	623	29	1,173	1,826	△27	9,638
当 期 末 残 高	623	67	1,653	2,344	1,053	152,495

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

連結子会社の名称

Maruho America Inc.
Maruho Deutschland GmbH
Maruho Medical, Inc.
Maruho Israel Innovation Fund GmbH & Co. KG
Maruho Israel Innovation Labs LTD.
Newcon Ventures 合同会社
株式会社ローマン工業
立山製薬工場株式会社
マルホ発條工業株式会社
亀岡スプリング株式会社
Maruho Hatsujyo(Thailand)Co.,LTD.
Nissho Precision (S) Pte. LTD.
Pt. Maruho Hatsujyo Batam
Maruho Hatsujyo Innovations, Inc.
Maruho Relucent, Inc.
Maruho Plastics Solutions, Inc.

(2) 非連結子会社の名称等

主要な会社名

アスモリ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 5社

持分法適用の関連会社の名称

主要な会社名

コーセーマルホファーマ株式会社
Biofrontera AG

(2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称

アスモリ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、連結決算日現在又は
6月30日現在で実施した仮決算により作成した財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

…………… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…………… 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

…………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

定率法

ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに
2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採
用しております。

在外連結子会社

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

販売権 5年～15年

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末における計上額はありません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売

当社グループの主な事業内容は医薬品事業であり、主な履行義務の内容は医薬品販売であります。

商品及び製品の販売は、顧客へ引き渡した時点において、商品及び製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該商品及び製品の引き渡しをした時点で収益を認識しております。商品および製品の国内販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から支配移転時までの間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出取引については、貿易条件に基づき、商品及び製品へのリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

商品及び製品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件としたリベート等をつけて販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からリベート等を控除した金額で算定しております。リベート等は契約に基づき、収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

商品及び製品の販売に係る対価は、顧客への商品及び製品を出荷した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時において、全額を損益処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額から、中小企業退職金共済制度より支給される金額を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている為替予約には、振当処理を行っております。

また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建買掛金、外貨建未払金、外貨建予定取引及び長期借入金

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

また、金利変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引は取引の重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ効果が極めて高いことから、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップ取引は取引の重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果が発現すると見積もられる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内販売において、出荷時から顧客への商品及び製品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 52,345百万円

2. 貸出コミットメント契約(貸手側)

当社は、コーセーマルホファーマ株式会社との間に極度貸付契約を締結しております。

当該契約に係る貸出未実行残高等は、次のとおりであります。

貸出極度額の総額	637百万円
貸出実行残高	294
差引額	343

3. 貸出コミットメント契約(借手側)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、3取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に係る借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	—
差引額	10,000

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	増加	減少	当連結会計年度 期末株式数
発行済株式 普通株式	7,650,720	—	—	7,650,720
自己株式 普通株式	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月24日 定時株主総会	普通株式	133	17.50	2021年9月30日	2021年12月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	133	17.50	2022年9月30日	2022年12月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達は銀行借入及び社債発行による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内で決められた手順に従い、関連部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金の使途は、主として医薬品の製造販売事業を行うための事業計画に基づく資金調達であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務及び予定取引に係る為替相場の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び借入金の金利変動リスクに対する金利スワップ取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券			
① 関連会社株式	2,810	2,810	—
② その他有価証券	1,167	1,167	—
資産計	3,977	3,977	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借 入金を含む)	392	393	1
負債計	392	393	1
デリバティブ取引 (*)	97	97	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負 債

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記、「負債 長期借入金」参照）。

(注3) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	3,495

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	19,794円54銭
1 株当たり当期純利益	1,042円12銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

マルホ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大谷博史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上育史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルホ株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルホ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上